

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成28年8月31日

分任支出負担行為担当官

九州農政局駅館川農地整備事業所長 栗生 茂

### 1 工事概要

- (1) 工事名 平成27年度駅館川農地整備事業  
矢津工区（1工区）区画整理工事
- (2) 工事場所 大分県宇佐市安心院町矢津地内
- (3) 工事内容 国営駅館川土地改良事業計画に基づき、矢津工区における区画整理工事及び工事用道路の造成を行うものである。
  - ・区画整理工 A = 3.83 ha
  - 造成工 V = 42,800 m<sup>3</sup>
  - 附帯工 1式
  - ・工事用道路 L = 1,038 m
  - ・排水路工 L = 612 m
- (4) 工期 175日間
- (5) 使用する主要な資機材 コンクリート2次製品 612m
- (6) 本工事は提出された競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (7) 本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）結果の公表及び監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
- (8) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の1年間の九州農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。
- (9) 本工事は、競争参加者の公表を落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後に行う工事であり、また、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (11) 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出・受領に関わる確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、従来の紙入札方式による承諾を得た者は紙入札方式で行うことができる。
- (12) 本工事は、入札説明書等を電子入札からダウンロードする適用工事である。なお、電子入札からダウンロードできない状況にある者は、4の(2)のとおり配付する。
- (13) 本工事は、不足する建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、調達する地域内の需要状況から、工事を円滑に実施するため遠隔地から調達せざるを得ない場合において、これらの費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することがある。
- (14) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下

記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 九州農政局における対象工事種別に係る平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者業者のうち、土木一式工事「B等級」又は「C等級」に認定されている者であること。  
ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 大分県宇佐市内に建設業法に基づく本社（店）、支社（店）、若しくは営業所を有する者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記(3)の再認定を受けた者を除く。
- (6) 施工実績
  - ① 平成13年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体にあたっては、構成員のうち1者が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。
  - ② 同種工事とは、企業：区画整理工事、農地造成工事又は土工事とする。  
技術者：掘削、切土又は、盛土、埋戻しとする。  
また、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。
- (7) 配置予定の技術者の状況  
次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を配置できること。
  - ① 1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - ② 平成13年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した（6）に掲げる同種工事の施工実績を有すること。但し、同種工事の施工実績として1年未満の工期においては1/2以上、1年以上の工期においては6ヶ月以上の従事期間の施工実績を有すること。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。なお、共同企業体にあつては、同種工事の経験を有している1人の監理（主任）技術者で足りる。
- (8) 本工事に共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。
- (9) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に「九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと

(基準に該当する者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 社会保険未加入業者の確認

入札参加者が届出の義務【①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務】を履行しているかの確認を行うため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書の写しを申請書及び資料の提出時に提出すること。

3 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目

ア 施工体制

① 品質確保の実効性

② 施工体制確保の確実性

イ 企業評価

① 優良工事表彰実績

② 表彰実績

③ 工事成績評定（平均点）

④ 地域精通度

⑤ 地域への貢献、地域貢献活動への支援（継続的な支援活動）

⑥ 地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害協定）

⑦ 地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害活動実績）

⑧ 当該地域内での施工実績

⑨ 手持ち工事量

⑩ 不正又は不誠実な行為等

ウ 配置予定技術者の能力

① 資格取得後の経験年数

② 配置予定技術者の保有資格

③ 工事の施工経験

④ 優良工事表彰実績

⑤ 表彰実績

⑥ 当該地域内での施工実績

⑦ 継続教育（CPD等）の取組み状況

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とする。

イ 「施工体制評価点」の算出方法は、上記(1)アの評価基準に応じ、施工体制（品質確保の実

効性、施工体制確保の確実性)の評価を行い、施工体制評価点を与える。

ウ 「加算点」の算出方法は、上記(1)評価項目(企業の施工実績、配置予定技術者の能力)について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値を入札参加者の「評価点数の合計値」の最も高い者に30点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

エ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式(簡易型)は、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値(〔標準点+施工体制評価点+加算点〕/入札価格、以下「評価値」という)により行う。

オ 施工体制評価点の評価結果が低いものに対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

### (3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)を下回らないこと。

但し、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

## 4 入札手続等

### (1) 担当部局

〒879-0444 大分県宇佐市石田43-1  
九州農政局 駅館川農地整備事業所 庶務課 経理係  
電話0978-34-6277  
FAX0978-32-8477

### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札より交付する。

交付期間は、平成28年8月31日から平成28年9月7日まで(行政機関の休日は除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで

但し、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手が出来ない場合は、下記担当部局より入手すること。

交付期間は、平成28年8月31日から平成28年9月7日まで(行政機関の休日は除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで

〒879-0444 大分県宇佐市石田43-1  
九州農政局 駅館川農地整備事業所 工事課 調査係  
電話0978-34-6277  
FAX0978-32-8477

◎ 配付資料の交付は無償とする。

### (3) 申請書及び確認資料の提出期間及び場所

ア 提出期間

平成28年8月31日から平成28年9月7日まで(行政機関の休日は除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで

イ 提出場所

上記(2)の交付場所と同じ

(4) 申請書及び確認資料の提出方法

ア 電子入札方式の場合

入札説明書に示す様式1を電子入札により受付期間内に送付するものとし、その他の資料は持参または郵送等（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る）により提出できるものとする。

イ 紙入札方式の場合

入札説明書に示す様式により、受付場所へ受付期間内に持参または郵送等（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る）により提出できるものとする。

(5) 入札、開札の日時、場所及び提出方法

ア 電子入札方式による入札

平成28年9月20日から平成28年9月23日 午前12時00分まで

イ 紙入札方式による入札

平成28年9月20日から平成28年9月23日 午前12時00分まで

工事費内訳書と併せて上記4の(1)担当部局へ持参すること。なお、郵送またはFAXによる入札は認めない。

なお、入札書を提出する者が代理人の場合は委任状を添えて提出すること。

ウ 開札

平成28年9月26日 午前11時00分

場所 九州農政局 駅館川農地整備事業所 会議室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（納付額 請負代金額の10分の1以上。保管金の取扱店日本銀行宇佐代理店。）ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供。（保管有価証券の取扱店 日本銀行宇佐代理店）

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁 九州農政局）  
又、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

①電子入札参加者は、第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を工事費内訳書作成ツールにより作成すること。

②紙入札参加者は、第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書（競争参加資格確認通知後様式を配付）を紙媒体（会社名、代表者印が必要）と電子ファイルで提出するものとする。

③工事費内訳書の作成に当たっての算定基礎資料の提出を求めることがある。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

(6) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 契約後VE方式の試行工事 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変

更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。

- (10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無 無。
- (11) 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4の(2)に同じ。
- (13) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加 上記2の(3)に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記4の(3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時までには、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、請負代金額の10分の2以内とする。
- (15) 違約金

① 本契約に関し、受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 本契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

イ 本契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

ウ 本契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

エ 本契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

② 本契約に関し、上記①のエに規定する場合に該当し、かつ、次のアからウに掲げるいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、上記①に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 上記①のイに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

イ 上記①のエに規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

ウ 受注者が発注者に入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

③ 受注者が、上記①及び②の違約金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(16) 電子入札について

- ① 手続き当初から、電子入札方式によりがたい場合は、事前に発注者の承諾を得て従来の紙入札方式で行うことができる。(農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式1に記載の上提出すること)
- ② 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができる。(農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式3に記載の上提出すること。なお、提出は上記4の(1)あてとする。)
- ③ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更することがある。

(17) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

開札の結果、予決令第86条に規定する調査(以下、「低入札価格調査」という。)の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」(平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名)に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

ア 監督体制の強化等

① 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル(一部改正)」(平成26年3月28日付け事務連絡農村振興局設計課施工企画調整室長名)等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

② 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請け契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

③ 受注者側技術者の増員について

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は九州農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任(監理)技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

1) 工事成績70点未満の評定を通知された者

2) 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。

4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

(18) 低入札価格調査対象工事について

ア 対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」(平成18年4月25日18農振第177号農村振興局整備部長名)で示す次の①～③段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じイ及びウに示す対策を講ずることとする。

① 施工確認段階

② 施工体制点検段階(施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む)

③ 下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階(施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む)

イ アに示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において当該農政局管内の別の新規工事にお

ける総合評価落札方式の評価点等を減点する。

(総合評価落札方式の場合)

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

(工事希望型競争入札等の場合)

1年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定(最大3点)を3点マイナスする。

ウ アに示す文書指示の回数が2回に達した場合、当該農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

**【入札参加の制限の考え方】**

対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

エ 当該対象工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、イと同様の措置を講ずる。

(19) 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

[http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) をご覧下さい。

(20) その他 詳細は入札説明書による。